

## 守口市子ども・子育て会議運営要領

平成26年3月24日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、守口市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

## (会議の公開)

第2条 子育て会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
- (2) 子育て会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合
- (3) その他正当な理由があると認める場合

2 子育て会議の会長(以下「会長」という。)は、子育て会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

## (議事録)

第3条 子育て会議における議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 子育て会議の日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合又はその他正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

## (部会の設置)

第4条 守口市子ども・子育て会議設置条例(平成25年守口市条例第31号)第7条の規定に基づき、子育て会議の決定により部会を置くことができる。

2 会長又は委員は、部会の設置について発議することができる。

(守秘義務)

第5条 委員又はその他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月2日から施行する。